平成２９年（フ）第２６５号
大阪市東淀川区豊里４丁目13番17号エンゼルハイム　312号
債務者　中島　　香
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７２号
大阪府高槻市牧田町６番20―101号
債務者　髙木修一郎
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５０号
大阪市平野区加美北２丁目１番８号
債務者　勝田　未希
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１号
大阪市浪速区元町２丁目６番14号　シティコーポ元町　702号
債務者　市川　久美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４号
大阪市西淀川区野里１丁目８番24―603号
債務者　松本　雄二
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３号
岡山県倉敷市水島南春日町１―１（水島協同病院内）、住民票上の住所岡山県倉敷市笹沖1192番地１マンションモリヤ101号
債務者　濱田浩次郎
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１７４１号
さいたま市南区大字太田窪2824番地１　オフコーポ日暮２　103
債務者　道上　恵理（旧姓島田・村越）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５４号
埼玉県新座市新座３丁目３番20―504号
債務者　石井　　明
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０５号
埼玉県越谷市大字大泊579番地21
債務者　齋藤　翔太
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６０６号
埼玉県越谷市大字大泊579番地21
債務者　齋藤　美穂
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
埼玉県越谷市大字南荻島4148番地８　三宅方、旧住所埼玉県草加市青柳２丁目13番45号
債務者　鈴木　友美（旧姓岡里）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
埼玉県八潮市緑町２丁目１番地５　グリーンガーデン301号
債務者　吉田　正範
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
埼玉県吉川市中曽根２丁目16番地19　ロイヤルガーデン花水木301
債務者　佐藤　晋一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３９１号
千葉県市川市宮久保５丁目３番３号
債務者　菅野　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３０号
千葉市美浜区真砂２丁目４番５棟104号
債務者　國本　義隆
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３号
千葉県八千代市八千代台北４丁目１番地14　ナカイ第一ビル402号
債務者　若松　貴尚
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
千葉県船橋市海神町南１丁目1544番地９　フォルトゥーナ503号
債務者　山口　好洋
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
千葉県市川市北方町４丁目1772番地
債務者　細澤　清子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係